

# 指定介護老人福祉施設入所契約書

<添付>

- ・ 契約書別紙
- ・ 重要事項説明書

社会福祉法人 西友会  
特別養護老人ホームあいのうら

## 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームあいのうら 入所契約書

(以下、「利用者」といいます)と指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームあいのうら(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う指定介護福祉施設サービスについて、次のとおり契約します。

### 第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、指定介護福祉施設サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

### 第2条 (契約期間)

- 1 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護5)と認定された場合、契約は更新されるものとします。但し、利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護2)と認定され、特例要件を満たさなくなった場合は契約を終了する場合があります。

### 第3条 (施設サービス計画)

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ①利用者について解決すべき課題を把握し、利用者の意向を踏まえた上で、指定介護福祉施設サービスの目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成し、交付します。
- ②必要に応じて施設サービス計画を変更します。
- ③施設サービス計画の作成および変更に際してはその内容を利用者にも説明します。

### 第4条 (指定介護老人福祉施設サービスの内容)

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し居室、食事、介護サービス、その他の介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて、適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が、利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明します。
- 3 事業者は、サービス提供にあたり、入所者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合で、ご家族の同意を得たときを除き、車いすやベッドに胴を縛る、腰ベルトやY字型抑制帯をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、車いすテーブルをつける等の方法による身体的拘束を行いません。

### 第5条 (要介護認定の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

### 第6条 (サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、申し出により、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

### 第7条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 利用者は、当月の料金の合計額を翌月27日までに委託金にて施設の口座へ振り込みをお願いします。なお、振込手数料は本人負担とさせていただきます。
- 3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときには、利用者に対し領収証を発行します。
- 4 利用者による利用料の滞納又は、本人死亡により支払いが不可能となった場合には、身元引受人が責任を持って利用料の全額を事業者を支払うものとします。

### (甲の解除権)

第8条 甲は、3日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

## (乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号に該当する場合は、30日間以上の予告期間をもってこの契約を解除することができます。

- 1 甲が正当な理由なく利用料そのた自己の支払うべき費用を2ヶ月以上滞納し、滞納額全額の支払いがない場合。
- 2 甲の行動が、他の入所者及び従業員の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 3 甲が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺をする危険性が極めて高く、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを防止できないとき。
- 4 甲が故意に法令や施設管理規程等に違反し、あるいは重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込がない場合。

## 第10条 (契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して(30日間の予告期間において)文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払が正当な理由なく2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず5日間以内に支払われない場合
  - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合
  - ③ 利用者が事業者やサービス従業者または他の入所者に対して、この契約書を継続し難いほどの背信行為を行った場合
  - ④ やむを得ない事情により施設を閉鎖または縮小する場合
- 3 利用者が要介護認定の更新で非該当(自立)または要支援と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。又、利用者が要介護認定の更新で要介護者(要介護1～要介護2)と認定され、特例要件を満たさなくなった場合は契約を終了することがあります。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ①利用者が他の介護保険施設に入所した場合
  - ②利用者が死亡した場合

## 第11条 (退所時の援助)

事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者およびその家族の希望、利用者が退所後置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行います。

## 第12条 (秘密保持)

- 1 事業者および、事業に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

## 第13条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき理由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、事業者に故意・過失がなかった場合はこの限りではありません。

## 第14条 (連帯保証人)

連帯保証人は、契約者と連携して、本契約から生じる契約者の債務を負担するものとします。

- 2 前項の負担は、限度額80万円を限度とします。
- 3 連帯保証人が負担する債務の元本は、契約者又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
- 4 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく利用料等の支払状況や滞納金の額、損害補償の額等、契約者の全ての債務の額に関する情報を提供するものとします。

## 第15条 (連絡義務)

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合に、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡を取る等必要な処理を行います。

## 第16条 (相談・苦情対応)

事業者は、利用者、利用者の家族からの相談、苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情受付窓口にて受け付けし、事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無並びに改善の方法について利用者及び利用者の家族に文書で報告します。

第17条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第18条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者自身の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> 介護老人福祉施設（長崎県指定）  
特別養護老人ホーム あいのうら  
<住所> 長崎県佐世保市相浦町606番地1  
<代表者> 理事長 湊 浩 二 郎 印

利用者 住所

氏名

印

身元引受人 住所

及び

連帯保証人 氏名

印

続柄

利用者の家族代表 住所

氏名

印

続柄

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームあいのうら重要事項説明書  
 < 2024年 8月 1日現在 >

1. 事業者

名称	社会福祉法人 西友会
所在地	長崎県佐世保市相浦町606番地1
電話番号	0956-48-6001
代表者氏名	理事長 湊 浩二郎
設立年月	平成9年4月1日

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定介護老人福祉施設
事業の目的	施設の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。
事業所の名称	特別養護老人ホーム あいのうら
事業所の入所定員	50名
事業所の所在地	長崎県佐世保市相浦町606番地1
電話番号	0956-48-6001
管理者氏名	施設長 湊 征学
事業所の運営方針について	1 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。 2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努める。 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
開設年月	平成9年4月1日
介護保険指定番号	長崎県指定 第4270200795号

(1) 当施設の職員体制

職 種	人 数	職 種	人 数
管理者	1名 兼務	その他の職員	7名 兼務
生活相談員(介護支援専門員)	1名 兼務	(内訳)	
介護職員	20名 兼務	施設長補佐	1名
看護職員(機能訓練指導員)	3名 兼務	総括主任	1名
機能訓練指導員(看護職員)	1名 兼務	事務員	3名
介護支援専門員(生活相談員)	1名 兼務	営繕員	1名
管理栄養士	1名 兼務		
		医師	1名 非常勤

(2) 当施設の設備の概要

部屋名(定員)	室 数	部 屋 名	室 数
個 室	12室	静養室	2室
居 室 2人部屋	10室	医務室	1室
3人部屋	1室	食堂	2室
4人部屋	8室		
浴 室	一般浴槽と特殊浴槽があります。	機能訓練ホール	1箇所
		談話スペース	2箇所

3. サービス内容

- ①施設サービス計画の立案 ②食事 ③入浴 ④介護 ⑤機能訓練 ⑥生活相談 ⑦健康管理  
 ⑧特別食の提供 ⑨理美容サービス ⑩行政手続 ⑪各種行事・レクリエーション参加  
 \*⑨の理美容代 カット2,000円

#### 4. 利用料金

基本及びその他の料金

- ・施設利用料 別紙(1)(2)に掲載
  - ☆ 収入及び預貯金が一定額以下の利用者(生活保護を除く)は、市役所への申請により利用者負担軽減措置が受けられます。(社会福祉法人による利用者負担の軽減措置)
  - ・その他の料金
    - ① 居住費 多床室 915円 従来型個室 1,231円
    - ② 食費 1,600円(1日あたり)
    - ③ 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる実費費用。
    - ④ 通常の食事以外の特別な食事に係る費用 実費
    - ⑤ その他、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるものの実費費用。
- \* 日常生活費とは区分される料金(利用者持込による電化製品の電気使用料)  
電気使用料 1台につき 50円(1日あたり)

#### 5. 協力医療機関

施設は、入院治療を必要とする入所者のために、佐世保市総合医療センターと千住病院を協力病院とし、たたみや歯科医院を協力歯科医療機関としています。

#### 6. 緊急時等の対応

施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

○緊急時対応責任者 <看護職員>

#### 7. 衛生管理等について

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うとともに、衛生上必要な措置を講じます。

- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。
  - (1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(オンライン会議等を含む。)をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
  - (2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - (3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施します。
  - (4) (1)から(3)までのほか、「厚生労働省が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。

#### 8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 9. 非常災害対策

施設は、非常災害に対する具体的(消防、風水害、地震等)計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定めておくとともに、非常災害に備えるため、年2回以上、定期的に避難、救出訓練を実施します。

- 2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

#### 10. 虐待の防止について

施設は、入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次のとおりの必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 介護支援専門員 島内勝基

- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、従業者が入所者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会（オンライン会議等を含む。）を定期的で開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (6) 従業者に対して、虐待を防止のための定期的な研修を実施しています。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (7) サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 1 1. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入所者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲で行うことがあります。その場合は身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性・・・入所者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 1 2. 事故発生時の対応

当事業所は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

### 1 3. 相談、要望、苦情等の窓口

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談係）  
サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、入所者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係＜苦情受付窓口（担当者）＞

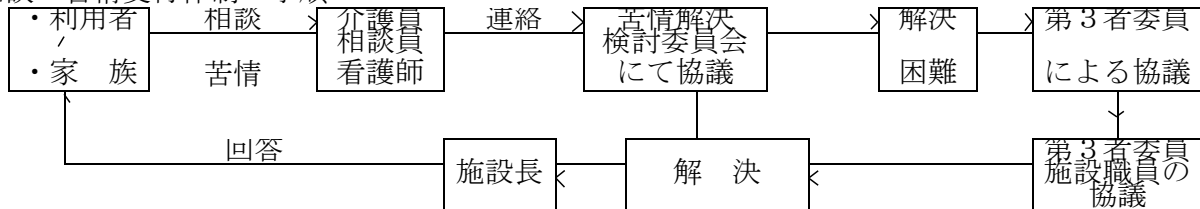
【職名】 特別養護老人ホームあいのうら 上野 順・島内勝基

【電話】 (0956) 48-6001 (代)

○受付時間 毎週日曜日～土曜日 午前8時15分～午後5時15分

＜苦情解決責任者 特別養護老人ホームあいのうら 施設長 湊 浩二郎＞

#### 相談・苦情受付体制・手順



### (2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などを頂いています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

＜第三者委員＞

名 前	連 絡 先 (電話番号)	
岩 崎 憲 治	佐世保市母ヶ浦町203-6	(48-2659)
	元会社役員 地域代表者	受付時間 24時間
小宗 マユミ	佐世保市相浦町1694	(47-2640)

	相浦地区婦人部長	受付時間 24時間
--	----------	-----------

(3) 行政機関その他苦情受付機関

市役所 長寿社会課	所在地	佐世保市高砂町5番1号
	電話番号	24-1111 (代)
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
長崎県国民健康 保険団体連合会	所在地	長崎市今博多町8-2
	電話番号	(095) 826-1599
	受付時間	月・水・金曜日 午前9時00分～午後5時00分

14. 定款の目的に定めた事業

1. 特別養護老人ホーム あいのうら
2. 老人デイサービス事業 あいのうら
3. 老人介護支援センター（居宅介護支援事業所）あいのうら
4. 老人短期入所事業 あいのうら

年 月 日

介護老人福祉施設 特別養護老人ホームあいのうら入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者 長崎県佐世保市相浦町606番地1  
特別養護老人ホーム あいのうら

説明者

印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設 特別養護老人ホームあいのうら入所についての重要事項の説明を受け、その内容に同意しました。

年 月 日

利用者 住所

氏名

印

身元引受人 住所

氏名

印

続柄

利用者の家族代表 住所

氏名

印

続柄



【契約書別紙】

担当者

氏名 介護支援専門員 島内 勝基

サービスの内容

- ①施設サービス計画の立案 ②食事 ③入浴 ④介護 ⑤機能訓練 ⑥生活相談
- ⑦健康管理 ⑧特別食の提供 ⑨理美容サービス ⑩行政手続 ⑪各種業務・レクリエーション参加

\*⑨の理美容サービスは月1回理髪店の出張サービスです。 カット2,000円

- 居室 基本的に定員は、個室、2名、3名、4名の居室になります。
- 食事 朝食 午前 8時00分から  
昼食 午後 12時00分から  
夕食 午後 5時30分から
- 入浴 週に最低2回入浴していただけます。ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
- 介護 施設サービス計画に沿って下記の介護をおこないます。  
着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等
- 機能訓練 3階の訓練室にて機能訓練を行います。
- 生活相談 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。
- 健康管理 当施設では、年間1回健康診断を行います。  
また、毎週、木曜日の午後1時00分～午後3時00分まで診療室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。
- 特別食の提供 通常のメニューの他に特別食をご希望される場合は、事前に職員までお申し出下さい。
- 行政手続代行 行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。
- 日常費用支払代行 介護以外の日常生活にかかる諸費用に関する支払代金を申し込むことができます。
- レクリエーション 当施設では年間を通して多彩な行事を行います。詳しくは毎月の月間予定表をご覧ください。
- ご面会 当施設でのご面会時間は、午前10時30分～午後5時00分までとなっております。

○料金

- ・施設利用料 別紙(1)(2)に掲載  
☆ 収入及び預貯金が一定額以下の利用者(生活保護を除く)は、市役所への申請により利用者負担軽減措置が受けられます。(社会福祉法人による利用者負担の軽減措置)
- ・その他の料金  
その他、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、実費をいただきます。  
預り金の出納管理に係る費用 1,500円 (年間)
- ・日常生活費とは区分される料金 (利用者持込による電化製品の電気使用料)  
電気使用料 1台につき 50円 (1日あたり)

○緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。

緊急連絡先

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

○協力医療機関

施設は、入院治療を必要とする利用者のために、国際通り病院、佐世保市総合医療センター、千住病院と、土井添歯科クリニック、たたみや歯科医院を協力医療機関としております。

○嘱託医療機関

施設入所者の健康を管理するための医療機関は、嘱託医院として土井添内科・歯科クリニックとなっております。

○相談、要望、苦情等の窓口

当施設のサービスに関する相談、要望、苦情等は当施設の生活相談員か下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆	
担当部署	佐世保市役所長寿社会課
電話番号	(0956) 24-1111
受付時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
担当部署	長崎県国民健康保険団体連合会
電話番号	(095) 826-1599
受付時間	月・水・金曜日 午前9時00分～午後5時00分
第三者委員	岩崎 憲治 佐世保市母ヶ浦町203-6 (48-2659) 元会社役員 地域代表者 受付時間 24時間
	小宗 マユミ 佐世保市相浦町1694 (47-2640) 相浦地区婦人部長 受付時間 24時間

事業者

<事業者> 介護老人福祉施設 (長崎県指定)  
特別養護老人ホーム あいのうら  
<住所> 長崎県佐世保市相浦町606番地1  
<代表者名> 理事長 湊 浩二郎 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

年 月 日

<利用者氏名> \_\_\_\_\_ 印

<身元引受人氏名> \_\_\_\_\_ 印